

令和6年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和7年3月26日（水）14:00～15:01

場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

出席委員 田中委員、高木委員、石森委員、深澤委員、小原委員、島崎委員、永田委員、長橋委員、前橋委員

欠席委員 なし

事務局	福祉総務課	柳川課長、杉崎課長代理、木村主査、五十嵐主査
	高齢福祉課	横山課長代理
	障がい福祉課	村田課長代理
	生活福祉課	山口課長代理
	平塚市社会福祉協議会	岩崎常務理事兼事務局長
	成年後見利用支援センター	久保川課長、羽太班長

傍聴者 0人

（議題）

（1）正副会長の選出

（2）本市の成年後見制度に関する取り組みについて

ア 平塚市の中核機関の取り組みについて

イ 市長申立て、報酬助成について

（3）その他

【配布資料】

次第・委員名簿

資料1-1：平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度業務概況（総括表）

資料1-2：平塚市成年後見利用支援センター 令和6年度相談件数等及び会議開催状況（2月末現在）

資料1-3：令和6年度平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

資料1-4：平塚市における市民後見人養成の状況（令和7年2月28日現在）

資料1-5：市民後見人の選任状況

資料1-6：令和6年度市長申立要請及びケース検討調整会議の状況

資料1-7：令和6年度ケース検討調整会議及び個別ケースの概要（会議後回収：掲載なし）

資料1-8：令和7年度（2025年度）平塚市成年後見利用支援センター事業計画（案）

資料1-9：平塚市の市長申立と報酬助成の状況

- 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明。
- 委嘱状公付。
- 会長、副会長の選出。互選により田中委員を会長、高木委員を副会長に選任。
- 自己紹介

これより会長による議事進行

会長

それでは、次第に沿って進行したいと思います。

議題（２）「本市の成年後見制度に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いします。なお、議題アとイは一括して質疑応答としたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。））

皆様、こんにちは。私からは、ア「平塚市の中核機関の取り組みについて」説明します。主要部分のところを説明させていただきます。

資料１－１を御覧ください。１年間行ってきたものが一覧になっております。この中で定期的なものとしましては、ケース検討調整会議が原則月１回開催しています。６年度については、６月と１月は案件がなかったため開催しておりません。ただ、７月は案件が多く、１回のケース検討調整会議ではできなかったため、２回開催いたしました。計１１回の開催となりました。続きまして、企画運営会議を年４回開催しています。続きましては、土曜日の開所が月１回、奇数月は午前中のみ開所となっております。センター長の専門相談が毎月行われております。後見サポーター全体会が隔月で行われております。その他、市民向け講座、親族向け講座、出張講座等を開催しております。

続きまして資料１－２を御覧ください。２月末現在のものとなっております。今年度の相談件数は９２５件、１日平均４件の相談がありました。令和５年度は１０９１件で、１日当たりの平均が４．３３件でございました。

続きまして資料１－３を御覧ください。こちら表のとおりでございしますが、主な今年度の動きとしましては、１０月２９日ですが、今年度はセンター創設１０周年の年でありまして、弁護士の内嶋先生に御講演をお願いし、記念講演会を開催いたしました。内容は、「成年後見制度と制度見直しの動向」というテーマで開催しました。中央公民館で定員１００人として開催しまして、満席となり、大変好評でした。このほか、会長にも御協力いただき、ネットワーク連絡会で講習会として、意思決定支援をテーマにした講演を３月５日に、Ｚｏｏｍと対面というハイブリッドの方法で行いました。関係機関を主に、地域包括支援センターや障がい関係の事業所、５土業の方々などの関係者に周知して開催しました。今回、初めて金融機関からの参加もありまして、大変有意義な会になりました。

続きまして資料１－４を御覧ください。前回からの変更した部分としては、市民後見人の活動は現状７件で、３月に２名の追加選任が決定しておりまして、この２名については、４月から活動となりますので、９件となります。そして、資料１－５が市民後見人の選任の詳細となります。№１８と１９が４月から新たに活動が始まるケースとなります。

続きまして資料１－６を御覧ください。先程説明させていただきましたとおり、月に１回ケース検討調整会議を開催しておりまして、今年度は２月末で２８件となっております。

続きまして資料１－７を御覧ください。見ていただいておりますとおり、高齢者よろず相談センターからの要請が圧倒的に多い状況です。また昨今の特徴では、やむを得ない措置での要請

がかなり増えてきている状況となっております。

続きまして資料1－8を御覧ください。令和7年度事業計画案としては、記載のとおりです。市民後見人養成講座は実践研修となります。そのほか、センターといたしましては、今までセンターに相談に来ていただくことがメインでしたが、市民ニーズ等を考えて、なかなか来所が難しいケースは出向いていくことや、期待されているチーム支援を少しずつではありますが進めたいと考えております。また、資料はありませんが、市民後見人養成講座について、今年度は基礎編として開催しております。今年度は説明会に18人参加し、14人が基礎研修に申し込みをして、12人修了いたしました。そのうち来年度の実践研修には、9人の希望が出ています。1名は未回答でした。このような状況で、現在第9期の市民後見人養成をしているところであります。

事務局（福祉総務課）

続きまして、イ「市長申立、報酬助成について」説明します。資料1－9を御覧ください。平塚市の市長申立についてですが、平塚市市長審判請求実施要綱に基づきまして、申し立てを行う者がいない方に対して、平塚市長が申し立てを行っています。表は直近5年間の件数を示しており、今年度は2月末現在の件数となっております。今年度は認知症高齢者が21件、知的障がい者が3件、精神障がい者が5件ということで、2月末現在29件となっております。続いて、報酬助成についてです。報酬助成は平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる方に助成を行っています。こちらも直近5年間の件数を示した表になっています。今年度は2月末現在、65歳以上が22件、65歳未満が12件で、計34件となっています。この件数の内訳ですが、生活保護受給者の方が26件、8件は生活保護以外の方になります。また、市長申立は22件で、市長以外は12件という内訳になります。

会長

それでは、今、事務局から説明がありました。なかなか細かい資料で、ボリュームもあって、新しい委員の方々は難しかったかもしれません。質問や御意見がありましたら、伺いたいのですが、いかがでしょうか。初回なので、用語の疑問なども含めて、率直に御意見いただければと思います。初めてで指名してしまいましたが、委員いかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。これまでの取り組みであったり、課題というところも数字から見てとれるのかなと思って聞いておりました。業務概況を参考にさせていただいて、毎月これだけの事業をされているのが新たに知れて、とても勉強になりました。この中で、伺いたいことは、専門相談は通常の相談との違いは何か、どういう建付けでの実施されているのか、毎月実施されているようですが、こういった内容なのか、御説明いただきたいです。

事務局（センター）

専門相談でございますが、弁護士であるセンター長が主に対応しておりまして、法的な相談となります。通常の成年後見に関する相談は、私ども職員で対応しておりますが、紛争性があるものや、後見制度以外に関わるようなところもございますので、そういった場合には弁護士のセンター長にお答えいただく場合もございます。また、専門相談は毎月多数あるということではないですが、私どもの日頃の相談についても、法的な見解をいただいた方がよいことは相談をして、御相談者にお返しするというのもございます。

委員

ありがとうございます。専門相談については、件数はどのくらいあるのでしょうか。

事務局（センター）

そこまで頻繁にはあるものではないです。今年度は私どもが抱えている相談ケースについて、アドバイスをいただくというのが中心となっていたというのが現状です。

委員

ありがとうございます。

会長

では、委員どうでしょうか。

委員

市長申立の制度を拝見しますと、生活保護の方が多いと言うことで、申し立てにならない、一人暮らしの方も結構いられるということが分かりました。平塚市で報酬の助成制度があるということなのですが、それはいくらくらいなのでしょう。

事務局（福祉総務課）

利用支援事業実施要綱の上限額になりますが、在宅の方ですと、月の上限が28,000円、在宅以外の方は上限18,000円までとなります。実際に報酬付与決定額によるということもありますが、要綱ではそれが上限となります。平塚市の場合は、報酬助成の申請があったものについて、月に1回開催される成年後見調整会議で、1件ずつ検討しています。参加者は事務局のメンバーになりますが、後見人が家庭裁判所に提出された資料の写しを申請書と一緒にいただき、その資料を見て、金額についても確認をして決定しているという状況です。

委員

わかりました。税理士会でも助成をしまして、月に上限15,000円だったと思います。税理士が後見人をする場合ですが、参考までに知っていただければと思います。

委員

パンフレットなどもあるのですが、パッと見て「家庭裁判所」とか「審判」とか出てきて、難しいのかなという印象です。いきなり「後見が必要です」と銀行から言われて、後見センターに行って、これをみて、家庭裁判所の審判とか言われると難しいのかなというイメージがあります。必要になった方にはこのようなものは必要だと思いますが、そうではなく、後見が必要かもしれないという段階で、もっと親しみ、考えていただけるような機会があればいいと思うのですがこういった計画とか何か考えていることはありますか。

会長

ちょっと距離感があるという御指摘ですよね。

事務局（センター）

資料1－3にありますように、出張講座を開催していて、今年度は民生委員の方に周知とか、地区社会福祉協議会に周知などをしています。また、1月30日に福祉会館で、高齢者よろず相談センターと一緒に、私どもが成年後見や任意後見について説明し、地域包括支援センターがエンディングノートの説明をして、高齢者を対象とした福祉会館の健康講座などに行っています。制度のことを柔らかく説明するのは、かなり難しいところがありますので、対象者の方が自分の将来を考えるきっかけになるところに出向いていきたいと思っております。また、法定後見は必要になったときということで、担うのは家族や周囲の人ですが、今、市民の興味は、任意後見と言う状況がうかがえるところもありますので、そのあたりの周知を強くしていかないとけないかなという課題はあります。はっきり取り組めてはいないのですが、できるだけ普及していきたいと思います。

委員

認知症になっても大丈夫なんだよということを、もっとアピールできたらと、私たちの団体も含めてですが、やって行けたらと思います。

会長

ありがとうございます。成年後見制度利用促進法ができた時も、相談の敷居を低くする、そして成年後見制度は一つのツールに過ぎなくて、基本は暮らしを守る権利擁護の支援なのということで、今、委員がおっしゃっていたことを委員会でも言っていたという記憶があり、非常に大切なことだと思います。

他にも何か御意見ありますか。

委員

私たち地域包括支援センターでも、それぞれの地域包括支援センターで、成年後見の普及啓発をしてくださいと担当課からお話をいただいています。私たちはもっと小さい単位で、例えば、町内会とか地域の老人会などに行く機会が普段多いので、そういったところで、講話だったり、チラシを配布したり、周囲でこのような方はいませんか？などというかたちで周知をしていま

す。ただ最近、身寄りがいなくて困っているけど、申し立ての手間やお金の余裕がないという人が多いのかなというのが体感としてはあります。

委員

資料を拝見して思ったのは、私は秦野市で相談を受けているケースで候補者を選任する会議に出席することがあるのですが、弁護士は身上保護に弱いというイメージがあって、御本人は弁護士でない方が嬉しいのではないかな、という思いがあり、自分は弁護士を推さないのですが、平塚市はケース検討調整会議で社協の次に弁護士を候補者に立てる件数が多いなという感想を持ちました。平塚は法的な課題を抱えている人が、あがってくることが多いということなのでしょうか。

会長

資料1－6、1－7のところ、ケース検討調整会議の結果の候補者のところですね。

事務局（センター）

委員がおっしゃられたように、弁護士が多い傾向でございます。市長申立となるときに、法的な紛争性があるケースや、財産が多額であったり、そういった対応を借金の問題も含めてということになりますが、そういったものになりますと、やはり弁護士の方が適切に対応されるということ、また、特に紛争性のあるものと、日ごろから慣れていられるというお話もいただいております、それで弁護士の方をお願いするケースが多いという傾向があります。また、不動産関係では司法書士の方をお願いをしたり、身上保護は社会福祉士や法人後見ということになったりということで選出するような状況であります。後見人候補者もバラエティーに富んだ皆様と一緒にやらせていただいているような状況でございます。

委員

すみません、この資料のことでよろしいでしょうか。税理士がゼロじゃないですか。よく話に聞くのですが、家庭裁判所が税理士を選ばない。なぜかというとな民法をよく知らない、ということをよく聞いたことがあるのですが、そういうことなのでしょうか。

事務局（センター）

そういうわけではなく、たまたまということだと思います。税理士の方々とも連携がとれたらと思っています。特に税の専門家として、税に関わるようなことがあれば候補者にあがってくるかと思っていますので、そのときには、ぜひよろしくお願いします。

会長

これは、裁判所から各士業の受任の動向が出ていますね。司法統計とかで出ていますよね。社会福祉士はさがっていて、推薦しきれないところもあります。他にございますか。

委員

資料1-3の13番のところで、今回、湘南支援学校に来ていただき、お母さんたちや先生方とも勉強できたのですが、子どもが大きくなると、お母さん方もお仕事をされている人が多くて、残念ながら参加人数が10人でした。資料も内容もすごくわかりやすく、良かったということでした。そして、資料1-8には書かれていないのですが、今年5月に、平塚の障がい者事業所合同説明会で成年後見制度について講習会をされると伺いました。去年、手をつなぐ育成会では年金学習会をやらせていただいたら、会議室が50人いっぱいになるくらい皆さん来られました。わざわざ足を運ぶのは、情報を知りたいという熱心な親御さんも多いので、こういう機会に、成年後見制度について知ることプラス、市民後見人の養成のことも、ぜひ盛り込んでやっていただけたら、もっと親御さんも身近なこととして考えられるのではないかと思います。やはり勉強の要素になると、「勉強はちょっと・・・」となるので、市民後見人養成も絡めて、わかりやすく皆さんにお伝え出来たら、きっと講座に参加したい方が増えるのではないかと思います。市民後見人の皆さんにお会いすると、退職されて志を持った方が多いです。色々な年代の方がいると見方や考え方も色々で、感じ方も混ざるので、活気が出るのではないかと思いますので、是非お願いしたいです。

委員

NP0 成年後見湘南は、御存知のように、主に障がい重い方で、施設入所を利用している方。一番多いパターンは、入所している方で親御さんが、80、90歳になって、これ以上はもう身上も含めて、そろそろ法人にお願いしたいということで申し立てをされる方が多いです。今回も、そのようなことで1件申し立てをしている方がいられます。当法人の一番の売りといいますか、強いところは、身上保護については、親が立ち上げた法人なので、皆さん自信をもってやっていると言えるのではないかと思います。それにしても、担い手の高齢化が同時に進んできています。今回、2月16日の毎日新聞で、横須賀の市民後見人養成研修の修了者をうまく活用していくということが紹介されていました。平塚で同じような展開ができるかわかりませんが、せっかく市民後見人養成研修の修了者がこれだけいられるので、その方々を活用して、私たちの法人に来てもらって、一緒に研修や活動を体感してもらえるといいなと思いました。なかなか難しいこともあるかもしれませんが、そのようなことを感じています。

会長

はい、ありがとうございます。その他は大丈夫ですか。それでは、議題（1）と（2）はこれで終了します。（3）その他について、事務局から何かございますか。

事務局（福祉総務課）

特にございません。

会長

本日は、新しい委員の方々もいられましたので、こちらから指名をさせていただきました。す

みません。これからは指名でなく、どんどん意見を言っていきましょう。それでは予定していた議題は以上ですので、進行を事務局にお返しします。

事務局（福祉総務課）

ありがとうございました。貴重な御意見をたくさんいただきました。これからも皆様から協議会で意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会します。

以 上